

**ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における
コスト算定等に関する研究会
(第10回)議事概要**

1. 日時: 2024 (令和6) 年9月4日 (水) 10:03~11:27

2. 場所: Web会議による開催

3. 出席者:

(1) 委員:

関口博正主査 (神奈川県大学経営学部教授)、相田仁主査代理 (東京大学特命教授)、
春日教測構成員 (東洋大学経済学部教授)、
北口善明構成員 (東京工業大学学術国際情報センター准教授)、
砂田薫構成員 (国際大学グローバル・コミュニケーション・センター主幹研究員)、
高橋賢構成員 (横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授)、
長田三紀構成員 (情報通信消費者ネットワーク)

(2) オブザーバ:

一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人電気通信事業者協会、
一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、
東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、
KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社

(3) 事務局 (総務省総合通信基盤局):

・電気通信事業部 大村真一電気通信事業部長
堀内隆広基盤整備促進課長、大堀芳文基盤整備促進課企画官、
望月俊晴基盤整備促進課課長補佐

4. 議題:

(1) ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における令和6年度第
二弾の総務省令の制定に向けて (案) (事務局説明)

(2) 事業者等ヒアリング①

・東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社

(3) 意見交換

5. 議事録

【寺沢係長】 定刻になりましたので、会議に先立ちまして事務局から御案内させていただきます。

本日は、オンライン会議による開催となりますことから、皆様が発言者を把握できるようにするため、御発言いただく際には冒頭にお名前をお伝えいただきますようお願いいたします。また、発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますよう併せてお願いいたします。

なお、構成員の皆様におかれましては、音声がつながらなくなった場合には、チャット機能など必要に応じて御活用いただきますようお願いいたします。

では、これより先の議事進行は、関口主査にお願いできればと存じます。関口主査、お願いいたします。

【関口主査】 了解しました。おはようございます。関口でございます。ただいまからブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度におけるコスト算定等に関する研究会、第10回会合を開催いたします。

本日は、大谷構成員が御所用のため御欠席、それから、オブザーバ参加のソニーワイヤレスコミュニケーションズ様も御欠席とお伺いしております。

まずは事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

【望月補佐】 事務局でございます。議事次第、資料の1から3まで、参考資料1から3までを構成員の皆様には事前に送付しております。また、傍聴されている方には、資料を掲載している総務省ウェブサイトを御案内しております。

なお、資料1にございますとおり、今回から検討項目に「負担金額の算定方法や対象」等を加え、新たな構成員及びオブザーバの皆様にご参加いただき、会議名称を「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度におけるコスト算定等に関する研究会」とさせていただきます。以上でございます。

【関口主査】 今回、少し研究会の体制を変えたということで、新たに参画いただくことになりました構成員及びオブザーバの皆様にもこれから何とぞよろしくお願いいたします。これまでも御参加いただきました皆様についても、今後ともよろしくお願いいたします。

続きまして、総務省総合通信基盤局電気通信事業部、大村部長から御挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【大村電気通信事業部長】 この7月に総務省の電気通信事業部長になりました大村です。よろしくお願い致します。構成員の先生方、また、オブザーバの皆様におかれましては、こ

れまでこの関係、なかなか難しいところもある中で、様々配慮しながら御議論いただきまして、ありがとうございました。おかげさまで制度整備については二弾に分けて行く予定にしているところ、第一弾の省令の整備、また、それを踏まえた区域指定をこの8月末に行うことができました。大変ありがとうございました。

関口主査からもございましたように、検討内容を少し追加させていただきまして、算定方法等についての御議論をしていただくということで、さらに難しいところが出てくるのではないかと考えております。時間も限られている中で、様々な実態などに配慮しながら、かなり細かな議論をお願いしていくことになっていくのではないかと考えます。重要なところはこの細部に宿るものでありますので、しっかりとした議論ができるように私どもとしても検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【関口主査】 どうもありがとうございました。

新たな制度設計ということで、細部にわたって詰めなければいけないことも多くて、省令レベルで起きる大分細かな話が多くなってくるのですが、今後ともしっかりと議論を進めさせていただきたいと存じます。どうもありがとうございました。

それでは、議事に入りたいと思います。まずは事務局からブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における令和6年度第二弾の総務省令の制定に向けての案について説明をお願いいたします。

【大堀企画官】 総務省総合通信基盤局基盤整備促進課の大堀でございます。本日の議題

(1)に関しまして資料2を使いまして、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における今年度第二弾となる総務省令の制定に向けまして、今後のスケジュール案や今後御意見をいただきたい部分につきまして御説明申し上げます。右上に通し番号を振っておりますので、私から申し上げるページ番号は、こちらを使わせていただきます。

まず、資料2の構成について御説明申し上げます。この資料は、大きく分けて2つに分かれております。1ページ目から8ページ目までが今後の総務省令の制定に向けたスケジュールに関わる資料となっております。9ページ目からは、事務局から御提示申し上げる、今回、特に御意見を頂戴したいものを3つのパートに分けて資料化しているところでございます。順次、御説明申し上げます。

まず1ページ目を御覧ください。先ほど大村部長からも御挨拶がございましたが、橙色で表記していますとおり、先月、8月30日付で区域指定に係る第一弾の総務省令を施行

させていただきます、区域指定を実施いたしました。赤い矢印を付してありますとおり、今後、今年度末を目指しまして第二弾の総務省令として「交付金・負担金の算定方法等」について整備を行ってまいりたいと思います。

2ページ目を御覧ください。紫色の丸の2つ目でございますが、その第二弾の総務省令については、仮称ですが、第二号算定等規則という新規の総務省令の制定と電気通信事業法施行規則といった既存の総務省令の一部改正の2つから成ることを想定し、現在、事務局において昨年2月及び本年3月の情報通信審議会の2つの答申で示された方針にのっとりまして詳細を検討しております。第二弾の総務省令案の現時点の「考え方素案」をお示ししますと、3ページ目から8ページ目までになります。

4ページ目を御覧ください。第二号算定等規則は、現行の電話ユニバに関する省令である、いわゆる第一号算定等規則の章立てなどを参考に、今回、規定を整備することとしております。それぞれの章立てを目次的に記載し、それぞれの部分について2月答申や3月答申で示された方針などを主に盛り込んだものが今映写する一連のものになります。「第一章 総則」から始まりまして、第二章が第二種交付金、そして5ページ目、6ページ目と交付金関係が続きます。7ページ目からは「第三章 第二種負担金」について記載し、そして最後に「附則」に至ります。このほかに別表や様式の作成もございます。

8ページ目を御覧ください。御覧いただきますとおり、片仮名の㊸、㊹、㊺のとおり、既存の省令の改正も検討しているところでございます。

2ページ目にお戻りいただきたいと思います。今お示ししました「考え方素案」を今回の研究会の議論も通じまして、ブラッシュアップし、「考え方原案」を作成し、最終的にはこの成案を得ていくことを今回の研究会のゴールとしたいと考えております。その過程で構成員の皆様には、事業者等ヒアリングで得られた御意見と、事務局で今後実施する予定のパブリックコメントで寄せられた御意見と、双方を聞いていただきまして、意見交換をお願いしたいと思います。11月のうちに考え方の成案を得まして、それ以降は事務局において実際に省令化し、その省令案を、緑色で表記しております「情報通信行政・郵政行政審議会」に諮問してまいりたいと思っております。

そこで、これを目指しまして紫色の丸の4つ目でございますが、特に3つの事項について、今月は、本日を含めて3回、事業者等ヒアリングに臨んでいただきたいと思っております。1つ目は「負担金を徴収する対象について」、2つ目は「各種報告の手法等について」、そして3つ目は「特異判定式の内容について」になります。

具体的に御説明いたします。9ページ目を御覧ください。まず「①負担金を徴収する対象について」であります。10ページ目を御覧ください。これは昨年2月の情報通信審議会の答申、いわゆる2月答申の中で描かれた「第二種負担金の算定対象となる役務の範囲」の図表になります。この図表を総務省令化するため、今回、既に省令で規定されたものも含めまして、描いたイメージ図案を次のページの11ページ目に記載させていただきました。冒頭の文章になります。支援機関であるTCAは、年度ごとに、赤枠で囲まれた役務のうちいずれかの役務を提供する電気通信事業者であって、前年度の電気通信役務の提供により生じた収益が10億円を超えるものから第二種負担金を徴収することができることになっております。

赤枠の外側にある茶色の大きな四角を御覧ください。法令の構造といたしまして、この「高速度データ伝送電気通信役務」を提供している部分というものを一旦捕捉しまして、この大きな四角から個別に除くものを総務省令で規定することで、赤枠内の役務を特定する形となっております。この資料の24ページと25ページに参照条文がございますので、後ほど御確認いただければと思います。そして、先ほど御紹介しました2月答申を踏まえまして、既に総務省令で規定し除かれているのが、今、映写してございます右側半分に記載しました「卸先役務」、「専用役務から始まる一行のところ」、そして「仮想移動電気通信サービス」になります。

なお、小さな字で恐縮ですが、ここで「専用役務から始まる一行」の四角の中に、最後のところに「通信モジュール向けに提供する電気通信役務」との記載があることを御確認いただければと思います。後ほどの説明に関係してまいります。

結論といたしましては、これら既に「高速度データ伝送電気通信役務」から除かれているものはそのままとし、2月答申を踏まえまして、いまだ規定していないそれ以外のもの、例えば赤枠の右下に注意書きとして書いてある「下り名目速度1Mbpsに満たない役務は対象外とする」といった部分に対応する総務省令の規定を今回設けることを想定しております。

次に、集合住宅向け・法人向けサービスの話に移らせていただきます。12ページ目を御覧ください。右上は、例えば集合住宅を想起していただいて、その一戸一戸に回線が伸びている絵だと思っていただければと思います。一番左側がISP手前までとしまして、一番右がONUまでとしますと、既に規定された制度によれば、「高速度データ伝送電気通信役務」とは一番上の青い横棒のように描くことができます。毎年6月に事業者からいた

だく回線規模報告は、集合住宅内で直接提供か、接続か、卸かを問わず、集合住宅内の役務提供可能な世帯数について報告を受けておりますので、2つ目の青い横棒のように描くことができます。そして、第二種交付金の算定に当たりましては、集合住宅内における役務提供の対応にかかわらず、ONUまでの役務提供に要する費用を考慮することとしておりますので、3つ目の青い横棒のように描くことができます。よって、これらの既存制度の考え方を踏襲し、端末系伝送路設備を設置して高速度データ伝送電気通信役務を集合住宅・法人向けに提供する事業者については、その末端の役務提供の態様いかににかかわらず、その端末系伝送路設備を用いて集合住宅・法人向けに提供される高速度データ伝送電気通信役務の「回線数」を単位とし、徴収する第二種負担金の額を算定するという事を事務局案として想定しております。

では、その回線数をどのように把握するかでございますが、次の13ページ目を御覧ください。まず、一番上の端末系伝送路設備を設置する事業者が、直接利用者に高速度データ伝送電気通信役務を提供する場合は、当該事業者が回線数を把握し、総務省に報告するよう、総務省令である電気通信事業報告規則を改正することを想定しております。

次に二段目、接続事業者が利用者に高速度データ伝送電気通信役務を提供する場合は、接続事業者が端末系伝送路設備を設置するどの事業者と相互接続しているかの情報とともに、回線数を把握し、総務省に報告するよう報告規則を改正することを想定しております。

三段目の卸役務の場合には、専ら卸役務を利用して利用者に高速度データ伝送電気通信役務を提供する事業者、いわゆる卸先事業者が端末系伝送路設備を設置するどの事業者の卸を利用しているかの情報とともに、回線数を把握し、総務省に報告するよう報告規則を改正することを想定しております。

以上、御覧の3つのパターン、いずれにも共通することといたしまして、既に存在しております報告規則に基づいて、3か月に一度、四半期報告として、提供する役務ごとに「契約数」を総務省に報告することになっているスキームを使いまして、その報告義務のある電気通信事業者に対して、今回、電話ユニバ制度と同様に、これらの「回線数」の報告を「毎月」していただくこととするということを想定しております。

また、集合住宅と全戸一括で契約する場合において提供している回線数を把握していない場合には、提供可能な最大戸数の回線数を報告していただくことを想定しております。これは次の14ページ目になりますが、この冒頭のピンク色のボックス内で抜粋しました2月答申の結論を踏襲しているものになります。

続いて15ページ目を御覧ください。先ほど御確認いただきました「高速度データ伝送電気通信役務」から現在除かれている役務の1つとしまして「通信モジュール向けに提供される役務」がございました。この通信モジュール向けの回線数の把握方法になります。この論点は、昨年9月の情報通信審議会の交付金算定等ワーキンググループにおいて、NTTドコモ様から問題提起をいただいたものでございます。

今回、冒頭の青字部分にありますとおり、公正競争の観点も踏まえまして、利用者に役務を提供するMVNOが自ら提供する役務について「通信モジュール向けの回線数」を「MVNOごと」に総務省に対して報告するよう報告規則を改正することを想定しております。これも報告規則に基づき、四半期に一度、報告をいただいている電気通信事業者に対し、今後は電話ユニバと同様に、毎月総務省に御報告いただくことを想定しております。

16ページ目を御覧ください。「②各種報告の手法等について」まとめた資料になります。17ページ目を御覧ください。このうち、黒丸二番がここまで御説明いたしました集合住宅やMVNOに関する毎月いただく報告について書かせていただいた部分になっております。1つ戻りまして、黒丸一番は、TCAが第二種負担金を徴収できるのは、前年度の収益が10億円を超える事業者であることは先ほど御説明いたしました。その10億円を超えた、超えなくなったの御報告を、電話ユニバと同様に、TCAに対しまして行っただく報告のスキームを設けたいと思います。

次に、黒丸三番になります。これ以降は特異判定式に関係した報告事項になります。特異判定式が適用されますのは、御確認でございますが、令和4年改正電気通信事業法が施行された昨年、令和5年6月16日の時点で公設地域か未整備地域であった地域において、この日以降に公設設備の民間移行を受けた場合、あるいは未整備地域に新規に整備した場合の2つの場面に限られております。よって、いずれの場合も特定の町字における事例であることが明らかでありますので、その町字で海底ケーブルや陸揚局を他事業者や他事業と共用している場合には、その事実と、回収している使用料のようなものがあればその額を、毎年一度、報告してもらうことを想定しております。

次の18ページ目を御覧ください。黒丸四番目、特異判定式が適用される特定の町字で放送役務と設備を共用している場合には、その町字単位で、放送役務と共用している回線数などを、毎年一度、報告してもらうことを想定しております。黒丸五番は、民間移行を受けた旧公設設備の減価償却に関わる報告です。有償で引き受けた場合には、その分の減価償却費を第二種交付金の算定で考慮してまいりますので、有償か無償かの別を伺いたい

と思います。また、自治体から引き受ける際には、当面の維持管理コストに充てるために授受した金銭がある場合には、その額を第二種交付金の額から控除したいと思いますので、その額も報告を受けたいと思います。

さらに、片仮名の㊸でございますが、サービス維持の観点で、旧公設設備を有償更新したときは、その更新費用と内容を更新年度に総務省が報告を受けまして、更新年度以降の減価償却費として補填対象にできるか否かを精査するなどとしていたいと思っております。黒丸六番、F T T Hの收容ルータやH F Cの5 Gコアは、本来、中継回線部門に分類され、第二種交付金の算定対象ではございませんが、しかし、特異判定式が適用されるような場合において、最寄りの町字から線を延長するよりも、收容ルータや5 Gコアを特定の町字で新規に整備したほうが合理的だという場合には、真にその町字のためにアクセス回線的な利用を継続しているか否か等の報告を、毎年一度、設備設置者から報告を受けることを想定しております。具体的には、一番下に記載してあります5つの内容について報告を受け、このうち二番目のカバーする町字名と三番目の設置・維持をしなければならない理由は必須公表事項だと考えております。

最後に、19ページ目から始まります「㊸特異判定式の内容について」になります。20ページ目を御覧ください。下半分の赤枠内は、昨年11月のこの研究会において、N T T東西様が御説明された、今で言うところの「特異判定式」の内容になります。今年の3月に研究会の報告書が公表されましたので、その内容や現状を踏まえまして、本日、この後、N T T東西様から、特異判定式の算定方法について、より具体的な御提案をさせていただきたいと思っております。

緑色の部分は、本年3月のこの研究会の報告書からの該当部分の抜粋になります。主に下線部分を御覧ください。特異判定式が適用される旧公設地域及び旧未整備地域ともに実際の構築費用を用いることが適当であり、全国平均の維持管理係数を掛け合わせるなど、今回の検討過程で提案された手法の具体化について、維持管理係数の公募を実施することを含め、総務省において検討することが適当とされております。本日、この後、維持管理係数につきましても、N T T東西様から御提案をいただきたいと思っております。その内容も含めまして、次々回の9月20日予定の事業者等ヒアリングにおいて、各事業者の御意見、御提案を拝聴したいと考えております。よって、ここに記載された「公募の実施」については、この研究会における事業者等ヒアリングに代えさせていただきたいと思いません。

最後に21ページ目を御覧ください。特異判定式においては、各設備の「取得固定資産価額」の把握の際に更新費用を含めることが一案となります。その上で、黒丸一番から三番までについて、9月20日の事業者等ヒアリングにおいて各事業者の御意見を聴取したいと考えております。黒丸一番は、更新の対象は「設備の老朽化」でよいか。真に必要な災害時対応としては、既存の電話ユニバ制度のような特別損失対応を総務省令に盛り込むことを想定しており、ここでは、有事ではなく、平時の維持管理コストという前提でお伺いしたいと思います。また、黒丸二番は、更新費用は年間どの程度かかっているのかについて、黒丸三番は、このページの冒頭に抜粋にしました本年3月の審議会答申で指摘された「サービス維持の範疇を超えて行われる設備の更新費用」として、具体的にどのようなものが考えられるのかについて、それぞれ各事業者の御意見を聴取したいと考えております。

説明は以上となります。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

【関口主査】 どうもありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明にありましたように、本日、それから、次回9月6日、次回9月20日、この3回にわたりまして事業者、あるいは関係団体からのヒアリングを行ってまいりたいと思っております。本日につきましては、NTT東西様から、以前、この研究会の中で御提案いただいた特異判定式の中身について、本年3月の報告書、あるいは現状などを踏まえて、詳細な御提案の内容や御意見を聴取したいと存じます。よろしくお願いいたします。

【西日本電信電話株式会社】 では、今、関口先生からございましたけれども、詳細は、提案につきましてNTT東日本、NTT西日本を代表しまして、NTT西日本の木下から説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

では、次のページをお願いいたします。本日ですけれども、御提案差し上げるのは3点でございます。特異判定式における算定方法と、あとは維持管理において事業者が行う設備更新、これはどういったものがあるといった話と、あと放送サービスの話もございましたので、これを提供する場合の算定方法、この3点について御説明を差し上げたいと思います。

次のページをお願いいたします。まず特異判定式の各項目に入る前に、全体的にどう考えているかということをお示ししたのがこのページでございます。まず、上2つの丸で前提条件を書いてございます。先ほど、事務局からもございましたけれども、基本的には実

際の構築費用を用いるということをもまずはベースに考えるといったことと、あと設備共用、この後、他事業者から回収したりとか、あと事業者様から補助された維持管理費用がある場合は、控除は当然しますよといったことを、まず前提条件を上にも2つ記載しております。

その上で、まずは費目ごとに施設保全費はどう考えているかということでございますと、基本的には実際の構築費用に維持管理係数、これはN T T東西の場合、接続料に関する設備管理運営費比率といったものを申請してございますので、こういったものを掛け合わせて作る。ただ、その投資額には、実際、我々が投資した分に加えて補助金による整備額、全体設備を当然、保持しますので、全体額を把握させていただくということを書いてございます。あと、除却費については、実際費用を反映させたいと思ってございますので、維持管理係数については、除却費は除くといったことも含めて後ほど説明いたします。

続いて、減価償却費につきましては、基本的には補助を受けた分の設備は除き、設備更新に関わるもので事業者自ら投資したものに関して、基本的には耐用年数で割っていただくといったことを考えてございます。あと、資本コストは、接続料規則に基づいた報酬相当をいただくということと、あと、利用部門コストです。これはいわゆる注文受付とか、料金請求に関わる部分のコストですけれども、これについては、1回線当たりのF T T Hの収入見込額に対して、収入額全体に関するコストの全体の中で、その注文受付とか料金請求に関わる部分のコストがどの割合があるのかといったことを計算して、それを掛けていただくといったことを考えているといったところでございます。

4ページをお願いいたします。特異判定式における算定方法は、先ほど申し上げましたけれども、施設保全費等については、実際の構築費用×維持管理係数で算定すると申し上げましたけれども、では、まず実際の構築費用をどう把握するんですかといったことについて、このページで記載してございます。実際の構築費用につきましては、1つ目の矢尻で、結局、補助事業を活用した未整備エリアにおける光整備や公設設備を民間移行された場合は、自治体の事業における議会承認プロセスとか、補助事業における交付金決定プロセスの中で、基本的には設備量とか構築費用に関するものというのは記載されていると思っておりますし、それであれば適正性も担保されていると考えられますので、原則としては、その額を用いることが適当と考えます。

ただ、2つ目の矢尻なのでございますけれども、その設備量が実際の役務提供に要する設備量と異なる場合と書いてございますけれども、それは※印に記載のとおり、例えば初期整備に係る投資額の記録が存在しないとか、あるいは道路拡幅とかがあって、今、かなり設備の

実態が変わってしまっているといったような場合については、それをそのまま用いることはできませんので、その構築費用は電気通信事業者が譲受された設備量はさすがに分かりますので、その設備量に対して投資単価、これは標準判定式に用いられる設備種別ごとの投資単価、これを掛けて作り出すといったことを考えてございます。

次のページをお願いいたします。続いて保全費等の維持管理係数はどういう係数を用いることを想定していますかということはこのページに記載してございます。維持管理係数につきましては、基本的には先ほど申し上げましたけれども、総務省令に基づいて、我々は設備量を申請して認可を受けてございますので、その設備管理運営費比率を用いることが適当と考えてございます。

これを用いることの利点というのが下に書いてございますけれども、もちろん実際の構築費用ということベースにということではあるのですけれども、当然、効率化も織り込まないといけないと当社としても考えてございまして、設備管理運営比率は全国平均になってございますので、都市部の効率化を一定織り込んだ数字になるといったことがまず可能であるといったことと、あと、設備量の認可プロセスにより作られた数字でございまして、公正、妥当なものとして適正性や透明性が担保されているといったことから、この係数を実際の構築費用に掛けることが適切ではないかと考えているといったところでございます。

次のページをお願いいたします。これが実際に用いる予定の係数でございましてけれども、アクセス回線部門の算定には端末回線伝送機能、それから、海底ケーブルについては中継伝送機能、この青で囲んだ部分を基本的に用いると考えております。先ほど申し上げましたのは、除却費は個別に把握することが適当と考えており、除却費相当は除かれた比率を使うということ想定しているといったところでございます。

続いて、8ページですが、維持管理において事業者が行う設備更新について記載してございます。パターンとしましては、左に公設設備が民間移行された場合と、あと未整備のエリアに新規で参入する場合、この2つがありまして、それぞれ公設設備の場合は無償の場合、有償の場合、それから、未整備エリアの場合は補助金を活用して初期費用をいただく場合とそうでない場合というのを4つ場合分けしてございますけれども、一番下、未整備エリアの新規整備で、我々が補助金を活用せずに参入するといったことは、基本的には、これ、かなりのルーラルエリアでございまして、赤字が想定されるといったエリアでござ

いますので、基本想定されないということから、残りの3パターンの場合の初期費用以外の部分の既設設備の更新として整備される設備の減価償却費というのはどのように算定するのですかという話について、次のページで御説明したいと思います。

9ページ目ですが、減価償却費については、実際の構築費用を耐用年数で割るところは多分問題ないと思いますけれども、実際の構築費用についてはどう考えているかといったところで、まず、どういう場合に設備更新が発生するのかといったケースについて、2つ目の丸の下のように少し書いてございますけれども、例えば道路拡幅工事における設備移転とか、あと鳥獣害、それから、老朽化、災害等ですね。それから、サービスマイグレーションとして行う設備更新というところで、これは技術の進展に伴って標準というものが当然変わっていきますので、ここに通常合わせていくといったものについては、実際の構築費用の中に入れていただきたいと考えてございますが、※印に記載しておりますが、明らかにサービス維持の範疇を超えるとといったものについては、これは交付金算定から当然除外していただいて結構ですということで、ここはしっかりベースの部分とそうでない部分は少し分けて話をしていきたいと思っているといったところでございます。

あと、これらの構築費用は、2番目に書いてあるのですけれども、地域ごと、事象ごとに森林の伐採が発生したり、雪が降ったりとかいうこともございますので、発生都度、実際の費用を個別に把握して算定していくことが適切ということと、あと大規模災害の発生で特別損失計上を伴うような場合も個別の対応をすることが適当ではないかというふうを考えているといったところでございます。最後の丸で、ただ、当社としては、これらが本当に適切な投資なのかといったところについては、総務省にその内容を報告して確認いただくというプロセスは当然踏んでいくべきだと思っておりますので、そのことについても記載をさせていただいているといったところでございます。

10ページ目ですが、支援区域で放送サービスを提供する場合の算定方法ですけれども、少し具体的な算定方法に入る前に、放送サービスの提供実態を御説明したほうがいいかなと思って、このページを準備してございます。当社の場合は、一応、RF方式とって、波長多重のパターンと、それから、IP方式とって、IPパケットで放送を流す2つのパターンを準備してございますけれども、RF方式はルーラルエリアでは、ほとんど提供していない。今回、BBユニバで提供エリアになるといったところは、あまりこの方式はないのかなと想定してございますので、基本IP方式がメインになると思っておりますので、IP方式の放送トラヒックの疎通イメージを下に書かせていただいております。

まず、下の図で説明しますと、放送トラヒックがどう流れるかといったところについては、配信サーバから収容ルータ、ここは交付金対象外の区間ではございますけれども、ここについては、ネットワーク全体にマルチキャストという形で、基本的には全ルータに放送が常時流れているといった状態が、まずはこの状態でございます。ただし、今回、交付金対象範囲となるOLT下部の状態というのは、放送サービスの契約をしている人が視聴要求をした場合に初めて放送トラヒックが流れるということで、放送サービスの契約者が見たいときに初めて流れるということでございますので、少なくとも未契約者には流れないといったのが、実態でございます。

あまり考えられませんが、RF方式の場合は、OLTから下部から契約者については、常時流れているといった状態にはなりますけれども、ここでのポイント、お伝えしたいポイントは、交付金対象範囲の設備に放送が流れるパターンというのは、基本的には放送サービスの契約者のみであって、未契約者には流れないといったところについてお伝えしたいというのが、このペーパーの主眼の意図でございます。

それを踏まえた上で10ページをお願いいたします。支援区域で放送サービスを提供する場合の算定方法、それを踏まえた上での御提案ですけれども、基本的には1芯で重畳する方式につきましては、放送サービスを契約している人と未契約の人の契約者数を把握しまして、それで下のほうに費用と収入の図を書いておりますけれども、費用収入につきましても、放送サービスの未契約者分はそのままということで、放送サービスの契約者分につきましては、先般の答申でも書かれてございましたけれども、3分の2、放送サービス相当というのは、ここから外すという処理を行って算定するのがよいのではないかなと考えているといったところでございます。

では、放送サービスの割合ってどれぐらいだというのが右上のほうに書いてございます。2024年6月末でIP方式が3.1%で、RFが9.1%で、全体12%程度なんですけれども、RF方式は都市部においてサービス展開するのが基本でございますので、特異判定式を採用するエリアにおいてはほぼないため、実際は3%程度かなというのが全体の比率としては想定されるところでございます。あと、算定が煩雑になるかどうかという観点もあると思いますけれども、契約者数でいけば、把握するといったことはそんなに困難ではないかなとは考えてございますので、この契約者数を用いてやるといった方法については、実効性を考えても、そこまで複雑ではないかと考えてございますので、こういった方法を提案させていただいているといったところでございます。

雑駁ではございますけれども、私からの説明は以上でございます。

【関口主査】 どうもありがとうございました。

それでは、意見交換に入りたいと思います。事務局からの説明、資料2と、それから、NTT東西様からの資料3、どちらからでも、あるいはそれぞれの資料、どこからでも結構ですので、御発言のある方はチャット欄もしくは手挙げ等で分かるようにしていただければよろしいと思いますので、よろしく願いいたします。

春日先生からチャットに入っております。よろしく願いいたします。

【春日構成員】 よろしく願いします。春日です。事務局さん、NTTさん、御説明、ありがとうございました。私からはNTTさんの説明資料の9ページのところの設備更新に関して少し御質問したいのですけれども、個別にいろいろ設備更新のための対応が必要だという資料だと思います。ですけれども、更新の費用に災害対応の費用というのを含めていらっしゃるのですが、今の事務局さんの案ですと、災害対応というのは別の制度があるので、そちらのほうに任せてはどうかという案になっておりまして、私自身も何かそれでいいような気がします。例えばブロードバンドユニバに特有な災害対応の費用が、もし仮にあるとすればどんなものがあるかを教えてください。というのは、今の災害対応の制度では対応できないという趣旨かと理解しましたので、教えていただきたいと思います。

それから、その同じ9ページのところにも書いてあるのですけれども、サービス維持の範疇を超えて行われる設備の更新費用ということになってはいますが、これは何か起きた場合の保険として書かれているのか、もし何か具体的に、例えばこんなものというふうな事例があれば教えていただけるとありがたいと思います。

3点目は、これは今会議中には難しいと思いますけれども、事務局さんの資料にもあるように更新費用はどれくらい年間かかっているのでしょうか。平場で開示するのは難しい面もあるのかもしれませんが、感覚的に把握する上で有用ではないかと思っておりますので、もしできれば何らかの形で教えていただければ助かります。以上でございます。

【関口主査】 ありがとうございます。

NTT様からの御回答いただけますでしょうか、よろしく願いいたします。

【西日本電信電話株式会社】 春日先生、ありがとうございます。木下でございます。まず1点目です。災害対応の費用ですが、別でいただく部分があるという話があったと思うんですけれども、当社としても少しそこをしっかりと確認をさせていただいて、少なくともダブルで負担をいただくということは全然考えてございませんので、春日先生の指摘を受

けまして改めて制度的にダブルで回収するといったことがないようにしっかり当社としても考えていきたいと思っておりますので、1点目は、そういう御回答と今のところはさせていただきます。

2点目です。サービスマイグレーションとして行う場合の設備更新として、まだ当社としても十分、具体的というのはなかなか難しいんですけれども、例えば標準の速度というのが明らかに、標準の何かサービス、国民一般を収容するのに必要な帯域というのが少し上がってくるだとか、少し速度面で国の標準ができるとか、そういった場合などは該当するのかなと思うんですけれども、今後どう技術が発展していくのかというのがなかなか見通せない中において、我々も具体例がなかなかお示しできないということがあるんですけれども、少なくとも一般国民が最低限の生活をしたり、サービスを受けたりするのに必要なものに更新していくといったところに合わせていくということを考えているといったところでございます。

更新費用につきましては、感覚がつかんでいただけるようなものを検討したいと思えます。ただ、公表というのは難しいかなと思えますので、出し方も含めて検討させていただきたいと思えます。ありがとうございます。

【春日構成員】 なかなか難しい面があると思えますので、可能な範囲で構いません。ありがとうございました。

【関口主査】 どうもありがとうございます。

ほかに先生方、いかがでございましょうか。あるいはオブザーバの方からの発言でも構いません。高橋先生でよろしいですか。

【高橋構成員】 高橋です。まず、入室が遅れましたことをおわび申し上げます。私からは、NTTのほうの、今、春日先生の御指摘のところの9ページの災害のところなんですけれども、これ、大規模災害等は特損でやる。この2ポツ目のところの④の災害等により損壊したって、これ、今お話を伺うと、この④については再考されるということだったんですが、私、直感的にはこれ、区別をしているのかな。大規模災害と通常災害という言葉をしたら変ですけれども、割と今もすぐ大雨が降ったり、ゲリラ豪雨みたいのがあったりするので、平常的なものと特別なものと分けて考えるのかなというふうに直感的に思ったのですが、そういうことではないということを確認したいということと、その同じところで③のところの老朽化等による故障等に伴う設備取り替えというのは、これは多分、あらかじめ計画されているところかなと思うんですけれども、そのところについて、そ

ういう老朽化の取り替えというのは、ある程度中期計画みたいなのがあるのかどうかというのを伺いたいというのがNTTさんへの質問です。

もう1つ、事務局の資料で言うと、11ページのところの第二種負担金の算定に係る役務のところ、赤枠で囲ってある公衆無線LANの回線数の把握の仕方で、今のところどういうふうなお考えを事務局としてはお持ちなのかを教えてくださいたいと思います。以上です。

【関口主査】 ありがとうございます。

御質問の順番に従って、NTT様から回答をいただいて、次に事務局に回答いただきましょうか。

【西日本電信電話株式会社】 では、御回答いたします。高橋先生、まず御質問、ありがとうございます。まず、災害のところですが、書き分けた意図というのは、災害が起こった場合、全ての場合が特別損失に当たるかどうかというのは、その災害の規模とかによって総合的に判断するといったところから、一応、特別損失の場合だけを記載してしまうと、通常、それに該当しない災害の場合が対象外になってしまうというふうなことを考えたものですから、は双方対象にさせていただきたいということです。

それからあと、先ほどの春日先生の御指摘もありましたけれども、我々としてはいろいろなところから費用をダブルでいただくことは考えてございませんので、そういった視点も含めて考えているといったのがまずは1点でございます。

それから、老朽化に関して、計画的なものがあるのではないかということについては、基本的には、ある一定年数たてば、設備は老朽化してくるのは大体、それは通常の耐用年数等で示されているものですので、そういった計画はあるのですが、ただ、結構、このエリアというのはなかなか大雪が降ったりとか、なかなか気候的にも厳しいエリアも結構あるかなと思いますので、それに必ずしも関係せず、老朽化してしまうというパターンも考えられ得るのかなと思って、もちろん計画はするのですが、それに必ずしも該当するかどうかというのは少し分からないエリアもあるといったことも含めて、我々としては思いを含めて書いていたところでございます。

以上でございます。

【関口主査】 ありがとうございます。

高橋先生、いかがでしょうか。

【高橋構成員】 はい。よく分かりました。やっぱり災害に関しては再考されるというこ

となんですけれども、これは大規模災害と通常の、特に該当するところは、軽いと言った
らあれなんですけれども、災害というのはあると思うので、その辺の線引きとそれぞれの
負担金がどうなっていくのかというのは、ちょっと考えたほうがいいのかと思います。
あとは、よく分かりました。

【関口主査】 ありがとうございます。

ちなみに、これ、特損を入れるか入れないかが大規模かどうかの事業者側の判断になる
のだろうとは思ってはいるんですけれども、このボーダーはなかなか線引きが難しいと思
うんですね。

それからもう1点、ちょっと気になっていたのは、たしか接続料算定なんかでは、特損
については原則除外だったと記憶していて、それをその他の営業費用に含めて接続料を再
算定する場合には、たしか審議会でもんでいたような気がするのですが、そこだけ確認さ
せていただけますかね。

【西日本電信電話株式会社】 関口先生、木下ですけれども、まず1点目の特損にするか
しないかは、事業者の判断でございまして、その規模等を勘案して、投資家に対して、こ
れは別建てしないと我々の通常の営業の力というのが曲げられてしまうというようなこと
が判断されるといった場合に特別損失に計上するというところでございますので、ここは事
業者のほうで判断するといったところについては、先生の御指摘、全くそのとおりでござ
います。

それから、接続料に関しましても、特損に関しましてはおっしゃるとおり、そのままで
は接続料の原価に入らないというのはそのとおりでございますけれども、通常、その理由
等で、3条許可申請をさせていただきまして原価のほうに含めるということで、基本的に
災害に伴って、今まで例えば東日本大震災だとか、熊本の大震災とかは、基本的には3条
許可申請をさせていただいて認めていただいて、接続料の中に算入しているというのが実
態でございます。以上でございます。

【関口主査】 御確認いただきまして、どうもありがとうございました。

接続料算定の慣例に従って、ここも判断していくことになるのだろうとは思っておりま
す。

事務局のほうに対する11ページ目の質問について、事務局から御回答いただけますで
しょうか。

【大堀企画官】 事務局でございます。高橋先生、御質問をありがとうございます。公衆

無線LANの関係でございます。まず、基本的なところでございますが、令和5年1月30日に改定しました『電気通信事業参入マニュアル』というものがございます。そのマニュアルの中で、公衆無線LANにつきましては、基本的に、有料で公衆無線LANサービスを提供するものについて登録又は届出が必要な電気通信事業であると整理をさせていただいているところです。

その上で、原則、そういった公衆無線LANアクセスサービスを提供する電気通信事業者であって、四半期末におけるそのサービスの契約数が3万以上であるものについて、報告規則に基づいて契約数を御報告いただいております。今回、これを改正させていただいて、冒頭の事務局説明で申し上げましたとおり、契約数とともに回線数も御報告いただくこととさせていただきたいと想定しております。

なお、今後の議論の交通整理についてでございますが、本日、NTT東西様に御質問をいただいているものは、今後、9月20日の事業者等ヒアリングの中でNTT東西様から御回答いただくということもあり得ると思っております。そして、その中で公開できない資料については、構成員限りということで、部分的に赤枠をして、一般には白抜きにさせていただき会議資料の運用をさせていただきことも一案かと思っております。以上でございます。

【関口主査】 ありがとうございます。

高橋先生、両質問含めて、いかがでしょうか。

【高橋構成員】 はい。よく分かりました。

【関口主査】 ありがとうございます。

相田先生、続きましてお願いいたします。

【相田主査代理】 相田でございます。NTT東西さんのプレゼンに関しまして質問というよりは、ほとんど感想に近いのですが、全国規模でFTTHベースのインターネットサービスを提供していらっしゃる事業者さんとしては、リーズナブルな御意見なのかなと思う一方で、例えば施設保全費について言いますと、全国平均でやることでもって非効率性を排除できるのではないかという御提案なわけですが、やっぱり特定の地域でのみ営業していらっしゃる事業者さんにとって、全国平均というのが妥当なのかどうか。今までの大体都道府県ごとの数字を使っているのが普通だったのではないかなというようなふうに思いますので、こういうことについてはやっぱり、そういう特定の地域でのみ営業していらっしゃるような事業者さんの御意見というようなのを伺いしてみる必要があるのではないかなと思いました。

それから、最後の放送サービスとの配賦ですけれども、これもRF方式、IP方式、それに加えてやっぱり今回の視野の中ではHFCというのがあって、HFCというのは、こういうどこまでトラヒックが流れるかという観点から言いますと、このRFとIPの中間くらいになるのかなとも思うわけですが、それよりもやっぱりケーブルテレビ事業者さんのほうでは、逆にその放送サービスのみ契約していらっしゃる方の比率がかなり高いというようなことは前半のヒアリングなどでもたしかあった。あるいは別の機会であったかもしれませんが、そういうこともあったというふうに記憶しておりますので、そういうことも踏まえて、どういう算定というのでしょうか、したほうがいいかというようなことに関して、そういうどちらかというケーブルテレビをメインの事業としていらっしゃるような方の御意見というようなこともよく伺いしてみる必要があるのではないかなと思いました。以上です。

【関口主査】 ありがとうございます。

ケーブル事業者さんの場合は、1芯提供ではないケースがほとんどだと思っているので、2芯でやる場合と1芯でやる場合と対応が違うということもあり得るかなとは思っておりますが、2点ほど感想を含めていただきましたが、NTTさん、いかがでしょうか。

【西日本電信電話株式会社】 NTT西日本の木下でございます。相田先生の御意見というのは、我々、そういう意見があるということをもまず認識しましたといったところでございます。

あと、我々がほかの事業者様がどういう提案をされるかという点について、特に意見はないんですけれども、1つ言えるのは、どの事業者がどれを用いるかというのはあると思うのですが、透明性はしっかり担保すべきだと思います。以上でございます。

【関口主査】 ありがとうございます。

一構成員としての感想ですけれども、全国平均費用でおやりになるというNTTさんの御主張、随分早くから打ち出されていたことで、ルーラルエリアでは維持費が多くかかると想定されるにも関わらず、都心部を含めた、ならした全国平均費用でカバーできれば、それで我慢するみたいなおっしゃり方をされていたので、県単位のデータが取れば、それで中小事業者さんたちと平仄を合わせられるのかもしれないんですけれども、自らそのように自己規制をされているという点で言うと、全国展開されている事業者の場合は、このような対応でも可能かなというふうには、印象としては持ちました。

相田先生、いかがでしょうか。

【相田主査代理】 先ほどコメントするのを忘れていたんですけれども、やはりその放送サービスのところでもって、現在、HFCでやっていらっしゃる事業者さんで、FTTHへのマイグレの途中であるというような事業者さんもおられると伺っておりますので、そのようなケースでもって、この計算があまり煩雑にならないようにというようなことも考える必要があるのではないかなということをお先ほど申し上げるのを忘れておりましたので、つけ加えさせていただきます。以上です。

【関口主査】 ありがとうございます。

ここはまたヒアリングの場等で、そういったことについてのお申し越しがあれば、事務局のほうで対応も含めて考えていただくということでもよろしいでしょうかね。

【大堀企画官】 はい。承知しました。ありがとうございます。

【関口主査】 よろしく願いいたします。

砂田先生、お願いします。

【砂田構成員】 砂田です。私も最初はNTTに維持管理係数について理解が及んでいないところがあるので、質問させてほしいのですが、資料の5ページ目と6ページ目です。6ページ目のところで具体的な数字が出ておりますけれども、そうしますと、5ページ目の式に入れるとき、大体この「0.0いくつ」が入るという理解で、ここの青線で囲ってあるところですが、こういうような数字が大体入ってくるという理解でよろしいのかどうかをまず確認させてください。

その上での感想は、何か随分小さいんだなと思ったんですね。先ほど相田先生もおっしゃられましたけれども、一応、ラストリゾートの責務は決まっていないという前提かと思いますが、NTT東西であればこれでいいのかもしれないのですが、そうでない事業者が担うとき、果たしてこの考え方でいいのかなというような感想を持ちました。

すみません、2点目は事務局に確認したいのですが、事務局の資料の11ページ目です。支援機関のTCAは赤い枠内に該当する役務のところとなっていて、つまり、ここで「その事業の規模が」と一番上に書かれているので、この赤い枠内のところの事業規模が10億円規模ということだと思っておりますけれども、その事業者のことを「高速度データ伝送役務提供事業者という」というのは、高速度データ伝送電気通信役務は赤だけではなくて、この茶色っぽいところ全体を含めているわけですが、この「事業者」というのがついた場合は、この赤枠だけのところとなるのでしょうか。この辺のワーディングが、すみません、混乱したので御説明いただければと思います。私からは以上です。

【西日本電信電話株式会社】 関口先生、私のほうから発言してもよろしいでしょうか。

【関口主査】 どうぞ。

【西日本電信電話株式会社】 砂田先生、まず御質問、ありがとうございます。1点目、すみません、私が説明を省いてしまったものですから、御理解いただけなかったかと思ひまして、大変申し訳ございませんでした。この比率の作り方を少し御説明したいと思います。5ページの2矢尻目の下でございます。この維持管理係数というのは、まず当社としては接続会計規則というものに基づきまして、設備の区分、アクセスであったり、端末交換とか、ある区分ごとに、その年に取得している取得固定資産額全体がどれだけあったかということ、それから、その設備にどれほどの設備管理運営費って基本的には保守費相当ですが、保守費相当がどれほど入っているかというのを割って、取得固定資産額を把握すると、それに対してどれぐらい費用がかかっていたかという、その割合を出すということ、これを毎回やってございまして、これをするとき、この比率も一緒に認可申請させていただいているといったところでございまして、全体のこの取得固定資産額に対して、実際にかかった費用を割ってみると、6ページのような、0.039とか全体的には小さく見える数字になると思いますけれども、こういった数字になるということでございますので、実際、我々がこのBBユニバのところでもいただきたい資産が出てくれば、それに対してこの比率を掛ければ、該当の保守費が試算できるということで、そういった仕組みになっているといったことをきちっと説明しなかったのも、まずは大変申し訳ございませんでしたということが1つ。

大体、これぐらいの数字なのかといったところにつきましては、もちろんかかった、その年の取得固定資産額と保守費相当によっては、当然、この数字は動きますけれども、これがものすごいめちゃくちゃ乱高下するとかかという、基本的には0.0いくつとか、0.1とか、大体その範囲の中では収まっているというのが今までのことでございますので、そういった内容で御理解いただけましたでしょうか。

【関口主査】 砂田先生、いかがですか。

【砂田構成員】 ありがとうございます。そうすると、5ページの実際の構築費用×維持管理係数(全国平均)のところですけども、ここの掛ける係数も0.0いくつという……。

【西日本電信電話株式会社】 そうです。

【砂田構成員】 というふうに見込まれるということですね。

【西日本電信電話株式会社】 そうです。おっしゃるとおりです。

【砂田構成員】 分かりました。すみません、ありがとうございます。

【関口主査】 ここは東西さんの数値ですので、他事業者さんの場合には別途、その事業者さんなりの維持管理係数が出てくるのだらうと思うんですよね。

【砂田構成員】 そういうことなんですね。はい。分かりました。

【関口主査】 と思います。はい。

【砂田構成員】 木下さん、関口先生、どうもありがとうございました。

【関口主査】 引き続きまして、では、事務局に対する質問について、事務局からお願いいたします。

【大堀企画官】 事務局でございます。砂田先生、御質問をありがとうございます。参照条文を御覧いただきながら御確認いただきたいと思います。今、映写させていただいておりますのは、資料2の24ページ目になります。まず、中ほどに電気通信事業法第110条の5を抜粋させていただいております。冒頭の3行になります。「支援機関は年度ごとに」、次の行です、「高速度データ伝送電気通信役務（総務省令で定めるものを除く。）を提供する電気通信事業者であって、その事業の規模が政令で定める基準を超えるもの（以下この項において「高速度データ伝送役務提供事業者」という。）から負担金を徴収することができる」とあります。よって、砂田先生が後半におっしゃられたとおり、「高速度データ伝送役務提供事業者」というふうに「事業者」という文言が付く場合にその者が提供しているのは、赤枠部分だけということになります。なお、その赤枠部分の根拠ですが、同じ条文で下線を引かせていただいている「総務省令で定めるものを除く。」になります。次のページを御覧ください。25ページ目になります。その一番下の電気通信事業法施行規則第40条の7の2に列挙されている役務を除くということになりますので、除いて残った「高速度データ伝送電気通信役務」を提供している事業者が緑色の定義された事業者であるということになります。

続いて、一旦前のページにお戻りいただきます。砂田先生が前半おっしゃられた部分ですけれども、今、読み上げさせていただきました電気通信事業法第110条の5第1項の2行目の一番後ろになります。「その事業の規模が政令で定める基準を超えるもの」と書いてありますので、政令を見る必要がございます。次のページ、25ページの電気通信事業法施行令と書いてあるところです。その第5条の2でございます。「政令で定める基準は、電気通信事業者の前年度における電気通信役務の提供により生じた収益の額」とあり、「電気通信役務の提供」と書いてあります。よって、第二号基礎的電気通信役務でも高速度デ

一タ伝送電気通信役務でもなく、その電気通信事業者の全ての「電気通信役務」の提供と規定されているということになります。よって、「電気通信役務」の提供をして前年度10億円を超える収益が上がった電気通信事業者で、赤枠部分の役務を提供する者から負担金を徴収させていただくことができるということになります。以上でございます。

【砂田構成員】 分かりました。すみません、条文に詳しくなく、基本的な質問で失礼しました。ありがとうございます。

【関口主査】 1号のときもこの10億円、使っていましたよね。

【大堀企画官】 おっしゃるとおりです。

【関口主査】 1号を踏襲しているというふうにお考えいただければと思います。砂田先生、特によろしいですか。

【砂田構成員】 はい。ありがとうございます。理解いたしました。ありがとうございます。

【関口主査】 はい、どうも。

ほかの先生方から、あるいはオブザーバの方からのコメント、御意見等ございますでしょうか。どこでも結構ですが。

では、私から質問させていただきたいのですが、NTTさんの2ページ目のところなのですけれども、一番下のところに2行、随分細かな活字なのですけれども入っていて、ここは御説明いただいていないのですけれども、分かりにくい表現でもあって、少し御説明を頂戴できるとありがたいのですが、よろしく願いいたします。

【西日本電信電話株式会社】 木下でございます。すみません、先生、説明を省いてしまったところをまずおわび申し上げます。この2行は一体どういうことを言っていますかという、今回、設備を構築する費用というのは、基本的には自治体様の負担金とか、そういったものから出していただくということをもちろん想定してございますけれども、中には当社の既設の設備を使ったほうが非常に安価に済むといった場合というのは、自治体様の負担金などを基に新規に設備を構築するというよりは、既存の設備を用いたほうが全体としては当然安くなりますので、そういったときにどう交付金を算定するのが適切ですかといったことについて、少し当社の案を書かせていただいているところでございます。

ここの2行につきましては、どういった方式でというふうを考えているかといいますと、当社が最終的には赤字を算出するには収入と費用がございますけれども、収入につきましては、10ページの、下の図を使わせていただきますと、基本的に我々がお客様からいた

だくのは、このコアルータから下のOLT以下の、ここの全体で当然サービスを提供して
ございますので、このサービス提供全体に関わる収入というのをお客様からいただくとい
った後に、その収入を当然、交付金対象のこの下の設備に縮めていかなければいけません
ので、ここを縮める際に我々から既設でお貸しした設備のコスト相当というのは少し除外
させていただいて、交付金の中に、最終的には赤字額の中に反映させていくといったこと
を考えているといったところを少し記載したつもりなのですが、やはり口頭では少
し分かりにくいですかね。先生、どうですかね。すみません、一旦、そういうことを考え
ているんですけども。

【関口主査】 いや、私は分かるんですけども、読んだだけで分かるかなというのがちょ
っと心配であってという。少し意識合わせのために状況を確認しておく、未整備エリア
だとか、公設の移転だとか等で、NTT側と線を結ばなければいけないといったときに、
考えられる最も効率的な線を引くといったときに、既設の電柱があったときに、そこに共
架をしたいというケースですよ。

【西日本電信電話株式会社】 そうです。おっしゃるとおり。

【関口主査】 そのときに例えば他事業者さんの営業エリアの中だけでも、他事業者さ
んにとっては、とてもじゃないけれどもビジネススペースに合わないから、白抜き状態で未
提供なんだというようなケースの場合に、かつてのプレゼンの中でもNTTさんは当該他
事業者さんが営業エリア内に電柱を整備している場合には、自社で引くよりも効率的な場
合があるので、その場合には共架させてほしいとプレゼンをされていらっしゃるって、それ
はそのとおりだと思うんですけども、その場合は共架料としてNTTさんが他事業者さん
に電柱使用料を一部払うわけですよ。

それが他社さんの場合にはコストが払われるけれども、自前で、NTTさん既設のエリア
でお持ちになっている電柱にその未提供エリアだとか、公設移転の提供エリアまでのと
ころの共架をするというケースの場合には、社内取引だから目に見えたコストは発生しな
いという状況なんですね。このときに費用側で合わせようとする、他事業者の共架料と
同じような振替伝票を1枚、部門間で起こさなければいけない。想定される共架料、NT
Tさんが設定されている他事業者向けの共架料というのかな、それを——添架料と書いて
あるのか。添架料ですね。電柱添架料を他社向けと同額で、その実は発生していないコス
トを振替伝票で、部門間で起こすというようなやり方が事業者を問わずに電柱を共架させ
てもらった場合の費用処理として行うというオプションが1つあると思うんですね。

もう1つのオプションは、この下に書いてあるように、OLTまでのところで利用者収入から交付金の対象外の設備部分を除いていって、交付金対象範囲の収入も計上するとき、その自社利用分の電柱共架料の相当額を調整する。収入側のほうで調整するという合わせ方で、だから、費用側で、他事業者の場合と想定した金額を上乗せするのか、収入側で差し引くのか、今のところ、2つ、私は想定できると思うのですけれども、後者の収入側での調整をNTT東西は説明されていると思っているんですね。そういう説明で2つのオプションがあり得るかどうかの確認を含めてコメントいただければと思います。その上で後者の場合、もう少し説明が欲しいなというのがありますので、また次回以降、20日にもプレゼンの機会がありますので、そのときにも少し文章を加筆いただくようなことも御対応いただければ幸いです。いかがでしょうか。

【西日本電信電話株式会社】 関口先生、ありがとうございます。今、先生から御提案いただいた方法も含めて、一度検討いたしまして、また20日に機会があるかと思っておりますので、そこを少し解説も含めて御回答させていただくという形にさせていただければと思います。

【関口主査】 よろしくお願ひします。接続制度の中でも、網使用料の振替だとか、振替の実績もあるから、両方含めて改めて御検討いただいたらよろしいと思うのですが、いかんせん、こういったことについてはまだ整備されていないようなので、いろいろな考え方の中でどの方法を採用するか決めなければいけないという、まだ選択肢が詰まっていない状況の典型的なケースの1つだと思うんですね。よろしくお願ひいたします。

ほかに先生方、あるいはオブザーバの方々からいかがでしょうか。次回のプレゼンで御発言いただく事業者の方たちも含めて、今ここで確認したいことがもしありましたら、資料2、資料3の範囲を超えてでも結構ですが、何かコメント等ございましたら、併せてお願ひできればと思いますが、特によろしいでしょうかね。時間的にはまだ十分ゆとりはあるのですが、特段、先生方、あるいは事業者の方たちからのコメント等はいただいていないようですので、意見交換はこの辺りで終了ということによろしゅうございましょうか。

本日、御説明を頂戴したNTT東西様、お忙しいところ、御参加いただきまして、御発表もいただき、どうもありがとうございました。6日、20日も引き続いて事業者ヒアリングの実施を行いたいと思いますが、次回会合の日程につきまして、事務局からの説明をお願ひいたします。

【望月補佐】 事務局でございます。構成員の皆様、プレゼンタの皆様、本日もありがと

うございました。

本研究会の次回会合は明後日9月6日金曜日15時から、次々回の研究会は9月20日を予定しております。追って事務局からプレゼンタの皆様、構成員の皆様には必要な手続、連絡をさせていただきますので、御確認をいただければと思います。よろしく願いいたします。

【関口主査】 特にほかの先生方等からよろしいですかね。

以上をもちまして、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度におけるコスト算定等に関する研究会、第10回会合を終了いたします。本日も、どうもありがとうございました。これにて失礼いたします。

(以上)